



広報

# 石垣島土地改良区

ていだ みく ゆがふみじ ぼがすまかい ゆ くくる  
～太陽ぬ恵み 世界報水 我島美しや 結い心～

※水土里(みどり)ネットとは全国にある約7000の土地改良区と、全国土地改良事業団体連合会、47都道府県土地改良事業団体連合会の愛称です。土地改良区にふさわしい愛称を全国から募集し、平成14年10日に決定しました。

平成23年6月17日 No.1

発行所：石垣島土地改良区(水土里ネット石垣島)  
〒907-0012 石垣市美崎町14番地  
TEL(0980)82-7980 FAX(0980)83-7378



大川幼稚園、登野城小学校、保護者による施設見学

### 目次

- ・理事長あいさつ.....2
- ・第3回通常総代会開催.....2
- ・平成21年度決算.....3
- ・財産目録.....3
- ・平成21年度賦課金徴収実績.....4
- ・平成23年度賦課金について.....4
- ・滞納処分の実施について.....4
- ・土地改良事業の案内.....4
- ・国営土地改良事業「石垣島地区」の概要.....5
- ・石垣島土地改良区について.....6
- ・組合員の皆様へお願い.....6



土地改良区の概要  
地区面積・・・4453 ha  
組合員数・・・2615名  
平成23年4月1日現在



# 理事長あいさつ

平成23年3月30日 通常総代会より

本日は、石垣島土地改良区の平成22年度通常総代会にご案内申し上げました処、春先の農繁期にも関わらずご出席頂きお礼申し上げます。

土地改良事業は、昭和51年土地改良区設立から35年余を経過し、施設や配管の老朽化が進む中、近年は新規の基盤整備事業や補助事業全体の予算確保が減少する等、運営面の維持管理予算は厳しい状況下にあります。

また、未収賦課金の滞納等の問題についても、滞納処分業務を進めている処ではございますが、個々に異なる課題があり受益農家の高齢化や後継者、担い手等への円滑な移譲手続、資産の継承問題、更には生産性の低下や耕作放棄地、農地の流動化等多重負担のケースなど課題が山積みしており、個々に一つずつ解決、処理業務の改善を図らなければなりません。

今後、土地改良区事業をどの様に展開し運営を構築するかであります、その為には現在の石垣島土地改良区全体の農地面積を継続的に保全管理し、生産者との様に向き合い基盤施設をフルに利活用し地域農業の再生を図り、農業の活性化を進めるかが課題であります。

石垣島農業の生産拡大（農畜産物の量的総生産性の枠拡大）を図るためには、農業構造や経営の改善如何に関係機関と組織的に営農指導を推進するかが、今土地改良区の事業効果に問われている処でございます。

土地改良区は一過性の事業に止まらず、生産者並びに市民が郷土の農地水資源環境を守り、農地の利活用を最大限に支援、地域農業振興への対応等、更には農家の営農経営改善を進めるため、「農業委員会、JAおきなわ、関係行政機関」と連携し、円滑な改良区事業の推進と滞納処分農地の利活用を計画している処でございます。

従って、石垣島土地改良区は今年度を「土地改良区再生改革元年」と定め、計画中の国営土地改良事業「石垣島地区」実施に向け、対象地区農家側の合意形成が重要であり、事業採択を強く要請している処であります。

改良区としても、定款の原点に立ち返り国営宮良川地区や国営名蔵川地区並びに県営大浦川地区、三地区の農業生産基盤の整備を図ると共に、農業総生産の規模拡大、地域農業の生産性の向上及び選択的拡大、農業構造の改善に資するための事業推進に力点をしております。

本日の議案審議事項に対しても総代皆様の屈託のないご意見をお願いし、私のあいさつと致します。



石垣島土地改良区理事長

東田盛 正

## 第3回 通常総代会開催

石垣島土地改良区第3回通常総代会が3月30日石垣市健康福祉センター2階視聴覚室で開催されました。午後2時から東田盛正理事長の挨拶に続いて沖縄総合事務局土地改良課桑原耕一課長のご祝辞を賜り、喜友名茂総代会議長により議事に入りました。

平成21年度決算承認、平成22年度補正予算、平成23年度予算など11議案を可決しました。





# 平成21年度決算

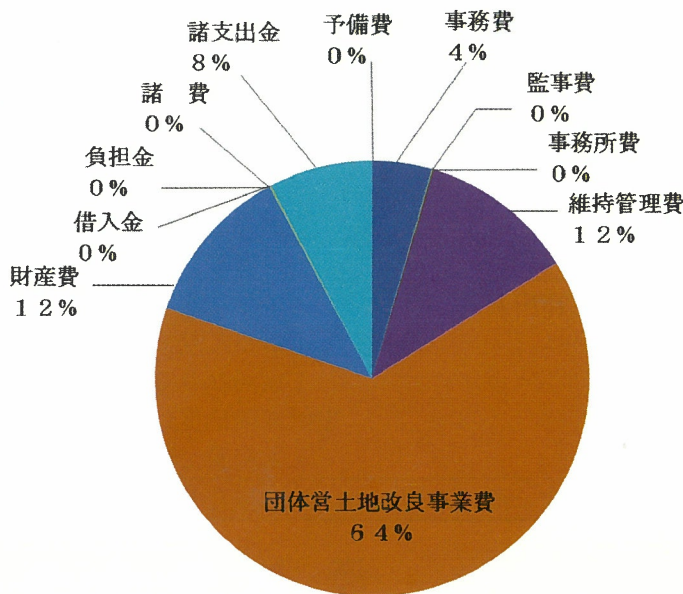
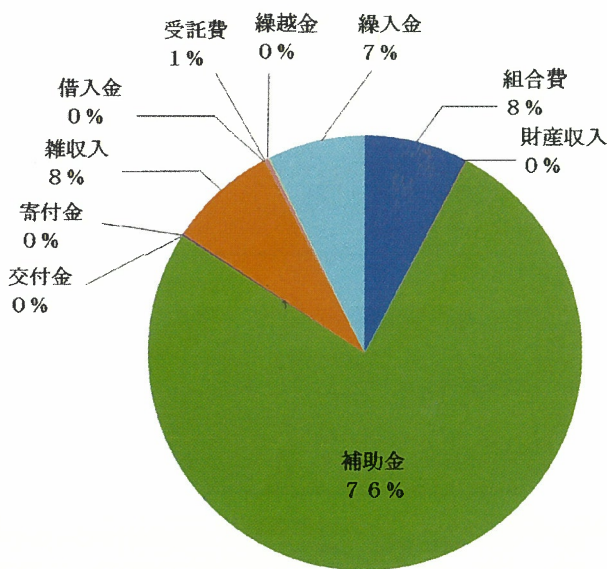
## 一般会計

(単位：円)

(単位：円)

収入の部	
科目	予算額
1. 組合費	108,981,352
2. 財産収入	1,157,879
3. 補助金	1,083,407,180
4. 交付金	1,800,000
5. 寄付金	705
6. 雑収入	115,077,617
7. 借入金	0
8. 受託費	4,958,292
9. 負担金	1,364,647
10. 繰越金	0
11. 繰入金	102,934,614
収入合計	1,419,682,286

支出の部	
科目	予算額
1. 事務費	62,769,031
2. 監事費	125,400
3. 事務所費	1,983,252
4. 維持管理費	163,780,075
5. 団体営土地改良事業費	909,868,810
6. 財産費	169,148,727
7. 借入金	0
8. 負担金	1,524,900
9. 諸費	429,545
10. 諸支出金	110,052,546
11. 予備費	0
支出合計	1,419,682,286



## 財産目録

### 資産

(単位：円)

摘要	金額
1 流動資産	
現金及び預金	0
未収入金	1,611,258,249
2 特定資産	
退職給与積立金	66,930,239
財政調整期金積立金	16,930,239
国営施設地上権設定事業費	39,134,219
新石垣空港建設転用決済金	119,634,778
その他積立金	49,999,867
3 固定資産	
機械器具車両備品	13,647,058
資産合計	1,916,820,068

### 負債

(単位：円)

摘要	金額
1 長期負債	
借入金	1,908,920,453
2 短期負債	
未払引当金	151,729,388
負債合計	2,060,649,841



## 平成21年度賦課金徴収実績

特別賦課金 賦課額 120,561,733円

当該年度		過年度	
徴収額	46,736,813円	徴収額	62,132,517円
徴収率	38.8%	徴収率	—
年度合計	108,869,330円		

## 平成23年度賦課金について

平成23年度経常・特別・管理賦課金の賦課方法が下記の通りとなりました。

1. 経常賦課金（改良区の経常的運営経費）  
基盤整備済み受益地に地積割りに賦課する。・・・（1㎡当たり1.0円、坪当たり3.3円）
2. 特別賦課金（事業費の受益者負担に伴う公庫借入償還金）  
基盤整備済み受益地に年度別公庫償還金を地積割りに賦課する。  
（賦課金算出資料により賦課する。）
3. 管理賦課金（土地改良事業に係る施設の維持管理費）  
整備済み受益地に地積割り地区・水使用量地区で下表の通り賦課徴収する。

旧宮良川地区	普通畑	1㎡当たり4.9円 ※新川地区、武那田地区については平成24年度から地積割りと水使用量で賦課したいので平成23年4月に検針を行った。
	水田	1㎡当たり6.0円（但し底原ダム掛かりは1㎡当たり3.0円）
旧名蔵川地区	普通畑	電気料金1㎡当たり1.5円（地積割り） 維持管理1㎡当たり1.0円（地積割り） 水使用料1㎡当たり5.0円（メーター検針による） 但しトウレ、北トウレ、浦田原の一部は1㎡当たり3.9円
	水田	1㎡当たり3.0円（ブネラ、トウレ、浦田原、平地原） 1㎡当たり5.0円（シーラ、崎枝、フーネ）
旧大浦川地区	普通畑	1㎡当たり4.0円（大浦川地区） 1㎡当たり0.5円（おもと地区） 1㎡当たり3.9円（屋良部地区） ※伊原間地区については平成24年度から地積割りと水使用量で賦課したいので平成23年4月に検針を行った。
	給水所（Ⅲ型）	1㎡当たり50円

## 滞納処分の実施について

平成20年4月に設立した石垣島土地改良区の合併条件理由の一つに、土地改良事業運営の円滑化を図るため、「賦課金徴収業務」の強化があげられており、長期滞納者等を筆頭に平成21年度から沖縄県知事の認可により、「滞納処分」を実施しており「土地の差押え登記」を行っております。

平成23年5月現在のこれまでの差押え実績は、滞納者87名、滞納額1億4千2百万円。

平成23年4月沖縄県知事認可で、6月差押え予定は65名、6千4百万円です。

受益者の賦課金が主な財源であることから、滞納賦課金の解消を目標に業務を行っております。

## 土地改良事業の案内

土地改良事業は、ほ場整備事業(区画整理)と、かんがい排水事業(畑地かんがい)等があります。

事業負担金	県営ほ場 整備事業	団体営ほ場 整備事業	県営かんがい 排水事業	団体営かんがい 排水事業
国補助	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%
県負担	16.5%	15.5%	15.5%	15.5%
市負担	5.5%	2.5%	4.5%	4.5%
受益者負担	4.0%	2.0%	0%	0%



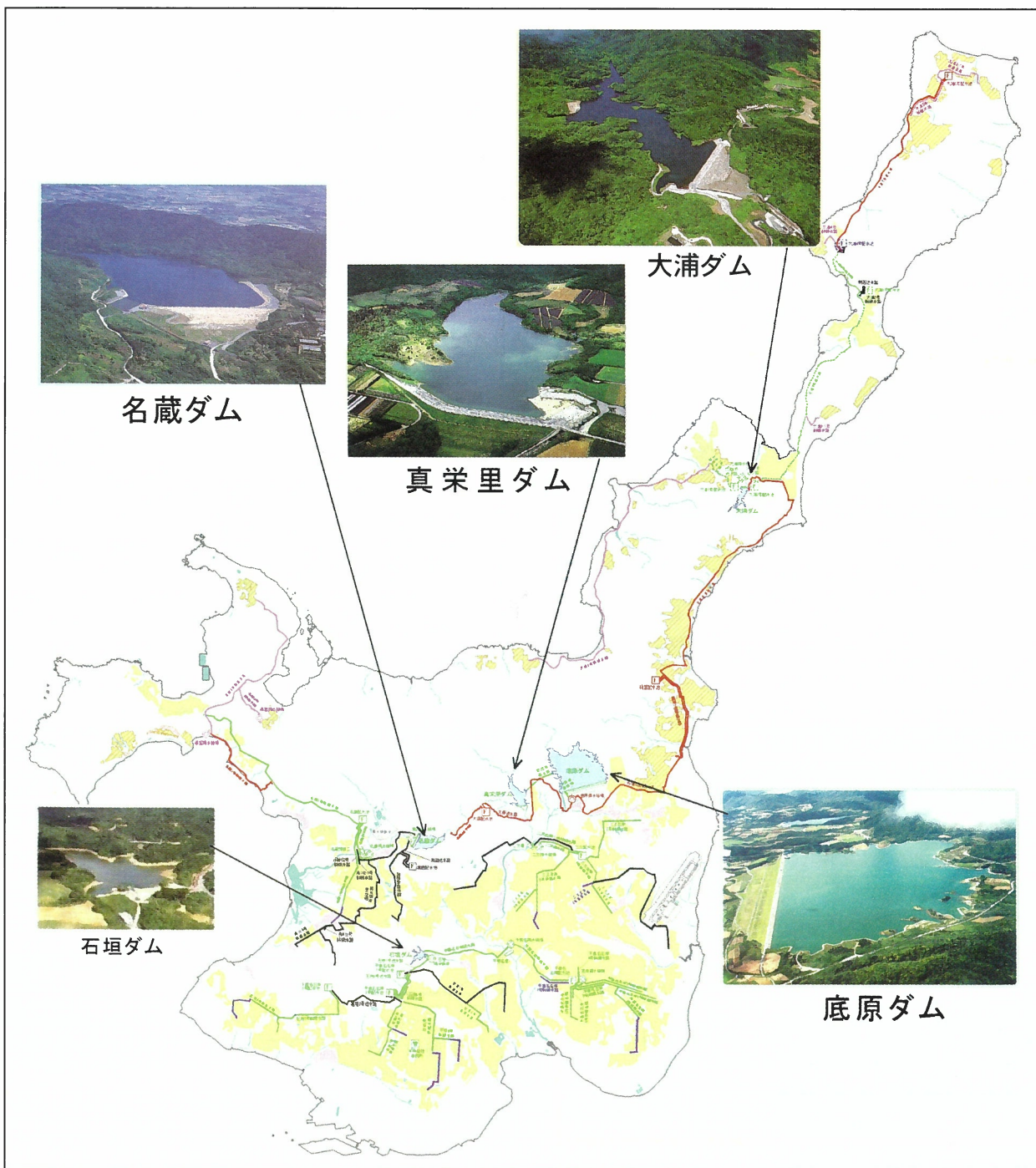
# 国営土地改良事業「石垣島地区」の概要

石垣島では、過去に実施された国営「宮良川地区」、「名蔵川地区」及び県営「大浦川地区」（以下、前歴事業）で開発された農業用水を利用し、亜熱帯地域の特性を生かした安定的な農業が展開されていますが、施設造成から相当の期間が経過しており、施設の老朽化に伴う機能低下が生じ、施設の適正な維持管理に多大な費用と労力を要しています。

また、前歴事業の完了以降、新空港の整備等により農地面積が減少する一方で、安定した水利用が可能となったことから、それまでのサトウキビ、パイナップルを中心とした農業から花きや施設野菜・果樹などの高収益作物及び石垣牛で知られる肉用牛飼養に伴い牧草の作付けが増大するなど亜熱帯の地域特性を生かした多様な農業が展開されています。

さらに受益地域への編入を希望する農業者も数多く存在するなど、新たな水需要が生じています。本事業では、前歴事業で造成されたダムや揚水機場、管水路等の施設の改修を行うとともに既存水源（底原ダム、真栄里ダム、石垣ダム、名蔵ダム、大浦ダム）の総合運用により、新規受益も編入した農業用水の再編整備を行うことにより、石垣島の地域特性を生かした農業生産性の維持・向上を図り、農業経営の安定に資することを目的としています。

平成26年度の事業着工に向け、沖縄総合事務局土地改良総合事務所が、沖縄県、石垣市及び石垣島土地改良区などの関係機関と連携して調査を進めています。





## 石垣島土地改良区について

### ○土地改良の歴史

石垣島の土地改良区は、本土復帰前に琉球政府営土地改良事業を実施する為、石垣・平得田原・轟・荒川土地改良区が設立されていた。本土復帰後の昭和51年7月宮良川、昭和52年12月大浦川、昭和58年11月名蔵川土地改良区が国や県が造った施設を管理する事を主な目的として3つの土地改良区が設立され、平成20年4月にこの3つの土地改良区が合併して出来たのが石垣島土地改良区です。

### ○土地改良区の役割

- 1) 土地改良区とは、一定の区域内で土地改良事業を行うことを目的として設立された公共組合です。
- 2) 土地改良区が行う土地改良事業とは、農業生産の基盤の整備を図り、生産性の向上、選択的拡大等を目的としています。
- 3) 土地改良事業は、ほ場整備（区画整理）、かんがい施設（スプリンクラー等）を造成し管理します。

### ○主な土地改良施設

#### 1) ダム

底原ダム	貯水量	12,850 千m <sup>3</sup>	堤長	1,331m
名蔵ダム	貯水量	3,820 千m <sup>3</sup>	堤長	400m
真栄里ダム	貯水量	2,100 千m <sup>3</sup>	堤長	367m
大浦ダム	貯水量	1,170 千m <sup>3</sup>	堤長	214m
石垣ダム	貯水量	400 千m <sup>3</sup>	堤長	65m

#### 2) 揚水機場 8カ所

#### 3) 配水池 11カ所（総貯水量 78,223m<sup>3</sup>）

#### 4) 幹線水路 84.2Km

### ○土地改良区の仕事

#### 1) 土地改良施設の管理

国が造った揚水機場・配水池・幹線水路、県や土地改良区で整備したかんがい施設や農道・排水路等の維持管理

#### 2) 土地改良事業に関する業務

土地改良事業に関する事務や賦課金（農家負担金）の徴収

## 組合員の皆様へお願い

### 組合員名の確認について！

広報送付宛先名、賦課金納入通知書等の組合員名を必ず確認してください。変更がある場合、土地改良区の運営上、支障がありますのでお申し出をお願い致します。

### 賦課金の納期内の納入を！

賦課金の納入通知書は9月に発送致します。

なお、徴収方法については下記のようになっています。

- 各銀行に口座引き落とし振替委託による徴収。
- 窓口で直接徴収、戸別訪問による徴収、法的処置による徴収
- その他理事会で定める方法による徴収。

便利な口座引き落としを推奨しております。

納期内の納入にご理解・ご協力をお願い致します。

### スプリンクラーの故障等の際には！

スプリンクラーの故障等の用件は下記に連絡ください。

#### ○みどり色の自動弁の場合

福山商事（株） 修理委託者：若山電工

事務所電話……（0980）82-8121

担当携帯番号…090-8292-1606

#### ○オレンジ色の自動弁の場合

（株）流金商事

事務所番号……（0980）83-1422

担当携帯番号…090-1086-9920

### 組合員名義の変更は必ず手続きを！

下記の原因により組合員資格に変動が生じた場合は、必ず改良区事務局まで届けて下さい。法務局の変更登記では土地改良区の台帳は変わりませんので、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

（届け出がない場合は、いつまでも前の資格者に賦課金の請求をすることになりますので、そのような事にならないように必ず届け出をお願い致します）

- 組合員の死亡により農地を相続された場合
- 組合員が住所、氏名を変更する場合
- 農地の贈与、売買等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受給するため経営世帯主を交代した場合

### 個人情報について！

業務を円滑に実施する為に取得した個人情報は厳密に管理しています。なお、ご本人から開示請求された場合は、本人確認をお願いする事がありますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

### お気軽にご相談を！

土地改良区に関する届出や農地又は賦課金等で不明な点などがございましたら、お気軽に事務所までご連絡、相談をよろしくお願い致します。